

保険診療の手引き 平成 27 年 3 月改訂版 正誤表①

※平成 27 年 7 月 28 日通知

訂正箇所	正	誤
4 頁 13 行目	・・・ <u>33</u> 頁から記載したので、・・・	・・・31 頁から記載したので、・・・
10 頁 下から 1・2 行目	・・・ <u>社保、国保ともに専用様式 (11、12 頁参照)</u> を使用する。同一理由で・・・	・・・社保は専用様式を使用、国保については記載事項の用紙は問わないので便箋に記載しても差し支えない。同一理由で・・・
40 頁 下から 5・6 行目	<b>削除</b>	・悪性腫瘍特異物質治療管理料 (2 項目以上) で、AFP 精密測定又は AFP-L3%と PIVKA II 精密測定の併実施
88 頁 14 行目	(6)耳鼻咽喉科処置 ②・・・慢性咽喉頭炎では、咽頭口腔処置とネブライザーは算定可能である。	(6)耳鼻咽喉科処置 ②・・・慢性咽頭炎では、咽頭口腔処置とネブライザーは算定可能である。

※訂正箇所の行数には空白を含めない

保険診療の手引き 平成 27 年 3 月改訂版 正誤表②

※平成 27 年 9 月 7 日通知

訂正箇所	正	誤
86 頁 下から 9 行目	(1)入院中の患者については算定できない処置 <b>削除</b>	(1)入院中の患者については算定できない処置 ・・・皮膚科軟膏処置 1・・・
86 頁 下から 5 行目	(2)診療所外来では算定できるが、病院外来では算定できない処置 <b>消炎鎮痛等処置の 3 湿布処置</b>	(2)診療所外来では算定できるが、病院外来では算定できない処置 皮膚科軟膏処置
86 頁 下から 2 行目	(3)200 床以上の病院の外来において再診時には算定できない処置 創傷処置の <u>1 と 2</u> ・皮膚科軟膏処置の <u>1</u> 、 ・・・	(3)200 床以上の病院の外来において再診時には算定できない処置 創傷処置・術後創傷処置・皮膚科軟膏処置の 1 及び 2、・・・

※訂正箇所の行数には空白を含めない